

電子契約の導入について

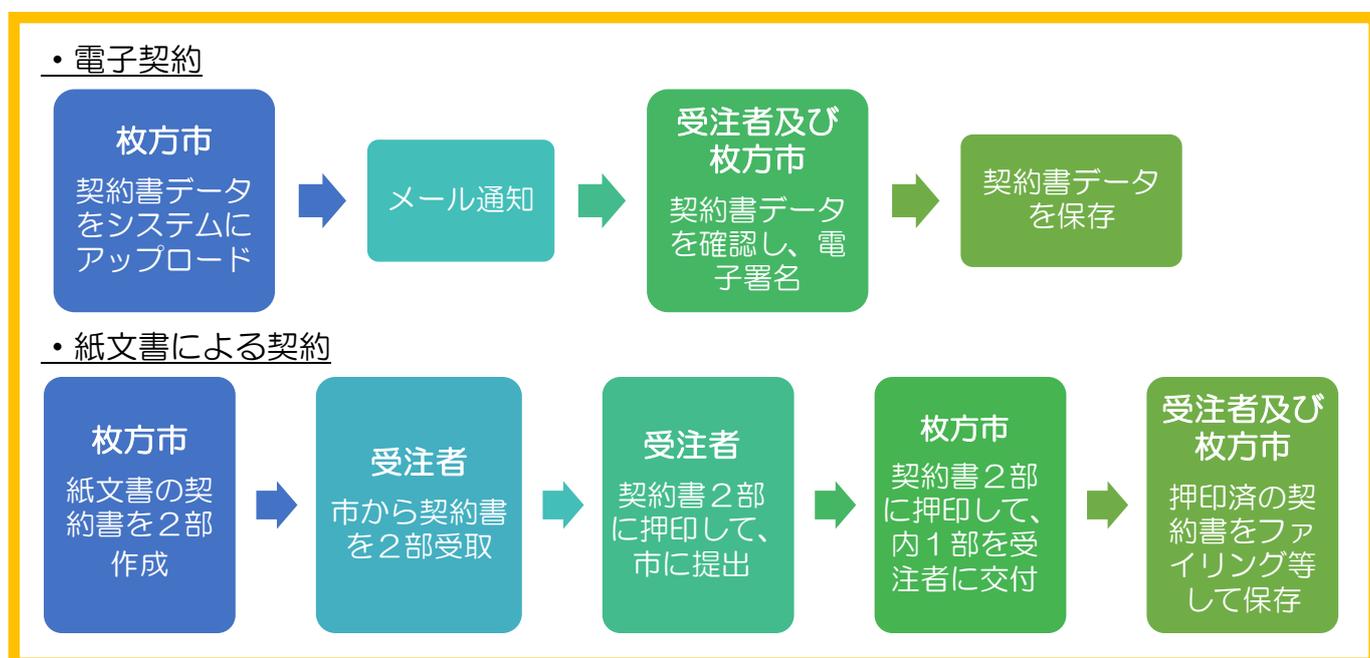
枚方市では、受注者の負担軽減のほか、契約事務の効率化及びペーパーレス化をさらに進めるため、令和4年10月1日より電子契約を試行的に導入します。

その後、順次対象を拡大していき、令和5年4月1日より枚方市におけるすべての案件を対象に、本格導入する予定としています。

紙文書での契約も引き続き可としますが、事業者のみなさまにおかれましては、積極的なご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○電子契約とは

電子契約とは、記名押印をした紙文書に代えて電子署名をした電子文書によって契約を締結するもので、契約締結までの流れは、次のようになります。



○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
 - ・ 出社して押印しなくても、契約を締結することができるようになります。
 - ・ 来庁していただくことなく、契約を締結することができるようになります。
 - ・ 印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、効率化（印刷、製本、押印作業等）

○利用にあたって

電子契約の利用にあたっては、入札時等に、受注者の内部で契約締結権限を与えられている方の氏名、所属、役職、メールアドレスを届け出いただきます。詳細は、対象案件の入札時等にお知らせします。